

令和5年度 足利市保育施設等入園のご案内



足利市イメージキャラクター
たかうじ君

足利市の幼稚園や保育園、
認定こども園のこと、入園の
手続きについて書いてあるよ！

スマートフォン等で
見たい方はこちら→

WEB版
QRコード
非表示

足利市役所 健康福祉部
保育課 保育担当
市役所本庁舎2階（27番窓口）
〒326-8601
足利市本城三丁目2145番地
TEL0284-20-2138（直通）

目次：

就学前の子どもが通える教育・保育施設	P 1
足利市の教育・保育施設一覧	P 2
申込みから入所決定までのながれ	P 3
申込みのために必要な条件	P 4
教育・保育給付認定について	P 5
申込みに必要な書類について	P 7
令和5年度一斉申込みについて	P 9
※重要※ 保育を必要とする事由の変更が 生じた場合は必ず届け出てください！	P10
1次募集受付日について	P11
利用者負担額（保育料）について	P13
幼児教育・保育無償化について	P17
教育・保育施設のご紹介	P19
その他の保育サービスについて	P21
教育・保育給付認定申請書等【記載例】	P23
足利市保育所等整備後期計画 概要版	P27

就学前の子どもが通える教育・保育施設

教育・保育施設には様々な種類があります。それぞれのご家庭の状況や、お子さまに受けさせたい教育・保育をよく考え、より良い施設を探してみましょう。

♪ 幼稚園 ♪

(満3歳～5歳児)

集団の中での遊びなどを通して、小学校以降の教育の基盤を培うための教育施設です。教育時間としておおむね4時間程度お子さまをお預かりしています。施設によっては教育時間前後の預かり保育を行っている施設もあります。

♪ 保育所(園) ♪

(0歳児～5歳児)

お仕事などのために家庭で保育ができない保護者に代わり、必要な保育を行う福祉施設です。ご家庭の保育が必要な状況に応じて、8～11時間程度の預かりを行っています。延長保育の利用も可能です。

♪ 認定こども園 ♪

(幼稚園部分は満3歳～5歳児、保育部分は0歳児～5歳児)

幼稚園と保育園の機能や特長を併せもつ施設です。幼稚園同様の教育時間があり、保護者の就労状況等にに応じた保育を受けることもできます。満3歳以上であれば、入園後に幼稚園部分と保育部分の利用を切り替えることも可能です。

Q&A コーナー①

- Q. 子どもが1歳になったばかりです。共働きで残業もあるため、長く子どもを預かってくれるところを探しています。
- A. 保育所、保育園、認定こども園がおすすめです。最大11時間+延長の保育を行っています。ただし、施設によって開所・閉所時間が異なるため、希望する施設へ事前にお問い合わせください。
- Q. 3歳になる子どもがいて、今は働いていませんが、いずれは少しずつ働きたいと考えています。どの施設に預けることができますか？
- A. 幼稚園や認定こども園は働いていなくても3歳になれば入園できます。認定こども園は保育園としての機能も持っているため、働き始めるときに、施設に相談のうえ、保育認定に変更し、長く預けることも可能です。また、幼稚園でも、通常の預かり時間にプラスして預けることができる「預かり保育」を実施しています。

どこがいいかなあ…



足利市の教育・保育施設一覧

○私学幼稚園

(令和4年7月現在)

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間
足利くるみ幼稚園	315名	伊勢南町9-1	41-1492	満3歳～	各園にお問い合わせください。
足利短期大学附属幼稚園	210名	福居町698	71-1098	満3歳～	
足利さくら幼稚園	140名	島田町105-1	72-8509	満3歳～	

○新制度幼稚園

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間
足利みどり幼稚園	15名	東砂原後町1084	42-5446	満3歳～	各園にお問い合わせください。
山辺幼稚園	35名	堀込町1410-1	72-2927	満3歳～	

※山辺幼稚園は令和5年度に認定こども園へ移行予定です。

○認定こども園

施設名	教育定員 保育定員	所在地	連絡先	保育の場合の 受入年齢	開所時間※			
					開園	保育標準時間	保育短時間	閉園
友愛幼稚園	35名 30名	通5丁目3437	21-3532	6か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
東光寺幼稚園	105名 90名	葉鹿町224	62-0473	6か月～	7:00	7:30～18:30	8:30～16:30	19:00
足利しらゆり幼稚園	175名 110名	田中町943-11	71-7255	12か月～	8:00	8:00～19:00	8:00～17:00	19:00
足利幼稚園	120名 90名	家富町2188	21-3475	12か月～	7:30	7:30～18:30	8:00～16:00	19:00
旭幼稚園	75名 60名	大沼田町747	91-1003	6か月～	7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30
花園幼稚園	105名 80名	大町2-6	41-2923	6か月～	7:00	7:30～18:30	8:30～16:30	19:00
足利いずみ幼稚園	90名 90名	五十部町155-5	21-6922	6か月～	7:00	7:30～18:30	8:30～16:30	19:00
足利こばと幼稚園	96名 93名	堀込町2973	72-7247	12か月～	7:30	7:30～18:30	8:00～16:00	18:30
矢場川幼稚園	50名 40名	垂矢場町甲2261-1	72-5039	12か月～	7:30	7:30～18:30	8:00～16:00	18:30
足利めぐみ幼稚園	75名 50名	小俣町660-4	62-4831	10か月～	7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30
両野こども園	15名 360名	小俣南町4-2	62-4808	2か月～	7:00	7:00～18:00	7:00～15:00	19:00

※教育認定での預かり時間については各園にお問い合わせください。

○公立保育所

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間			
					開園	保育標準時間	保育短時間	閉園
大町保育所	50名	大町446	41-2886	※2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
羽刈保育所	70名	羽刈町845	71-3240	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
山川保育所	100名	山川町84-2	41-2317	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
梁田保育所	90名	福富町894-1	71-2337	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
みなみ保育所	90名	西新井町3265-1	71-4361	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
きた保育所	70名	赤松台町1丁目1	43-0055	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
三重保育所	40名	五十部町1174-1	21-3073	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
大前保育所	20名	大前町1199	62-4851	※2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
わたらせ保育所	70名	錦町94	41-6987	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
にし保育所	90名	大前町1474-1	62-4555	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00

※大町保育所、大前保育所は令和5年度の、0歳児クラスの募集は行いません。1歳児クラス以上(令和4年4月2日より前に生まれたお子さま)から受入が可能です。

※来年度以降、一部の公立保育所では0歳児クラス以外も順次入所制限を行います。詳細は市ホームページをご覧ください(P11参照)。

○民間保育園

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間			
					開園	保育標準時間	保育短時間	閉園
小俣幼児生活団	100名	小俣町1412-1	62-0003	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:30
やままえ保育園	120名	鹿島町167-1	62-2145	3か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
常念寺保育園	80名	通7丁目3094	21-2016	4か月～	7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:30
ルンビニ保育園	90名	借宿町399	73-8123	4か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
足利本城保育園	60名	本城1丁目1742	22-7551	4か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
龍泉寺保育園	220名	助戸1丁目652	41-3310	3か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
わかば保育園	110名	利保1丁目4-3	41-3777	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
しんまち保育園	90名	毛野新町1丁目5	43-0827	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
天王保育園	200名	福居町334-1	71-0874	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:30
ポッポ保育園	80名	多田木町1070	91-3221	4か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
ふくい保育園	130名	島田町805	22-4805	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00

※やままえ保育園は令和5年度に認定こども園へ移行予定です。

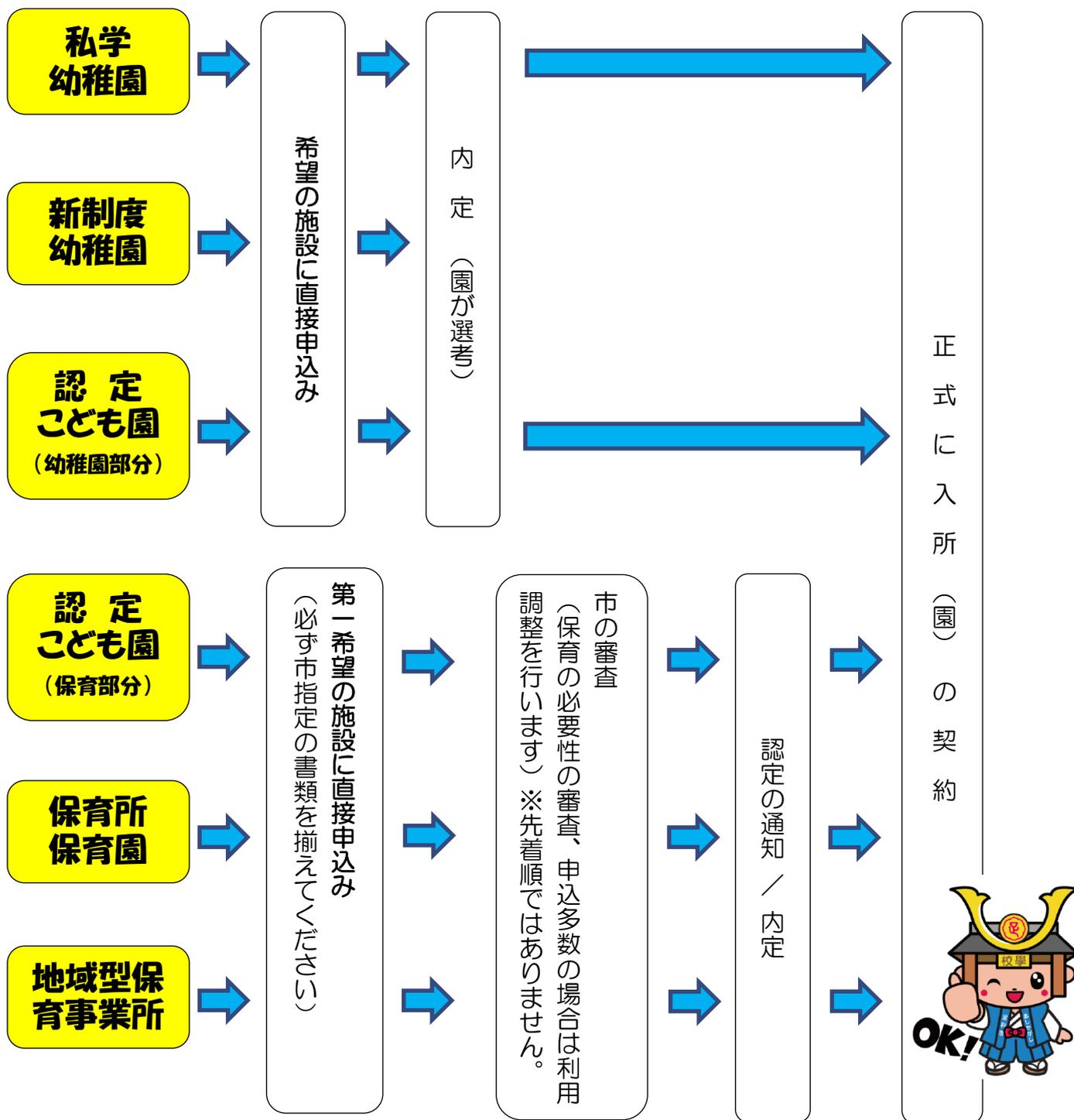
○地域型保育事業所

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間			
					開園	保育標準時間	保育短時間	閉園
山辺ひよこ園	12名	堀込町1410-1	72-2927	12か月～	7:30	7:30～18:30	8:00～16:00	18:30

※山辺ひよこ園は山辺幼稚園と統合し、令和5年度に認定こども園へ移行予定です。

申込みから入所決定までのながれ

施設によって、申込みから入所（園）決定までの流れが異なりますので、ご確認をお願いします。事前に見学をしていただき、各施設の特徴をご理解いただいたうえで、お申込みください。



Q&A コーナー②

Q. 預かり保育と延長保育の違いはなんですか？

A. 預かり保育は幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の教育時間を超えてお子さまを預かるサービスです。施設によって預かり保育の時間は異なりますので、各施設にお問い合わせください。延長保育は保育所（園）、認定こども園（保育部分）で、開所・閉所時間の中で保育標準・短時間を超えてお子さまを預かるサービスです（P6参照）。施設によって延長保育の時間は異なりますので、各施設にお問い合わせください。

申込みのために必要な条件

幼稚園、新制度幼稚園、認定こども園の幼稚園部分に申込みをしたい方

- ・保護者とお子さまが足利市の住民であること（※）
- ・お子さまが満3歳（3歳になる誕生日の1日前）を迎えており、就学前であること
※足利市の住民以外でも申込みは可能ですが、お住まいの自治体で教育・保育給付認定等の手続きを行っていただきます。

保育所、保育園、認定こども園の保育部分に申込みをしたい方

- ・保護者とお子さまが足利市の住民であること（※）
- ・お子さまが入所（園）希望日時点で0歳～就学前の年齢であること
（入所可能な月齢は施設によって異なりますのでご注意ください）
- ・保護者すべてが「保育を必要とする事由」（P5参照）に該当し、家庭でお子さまを保育できず、代わりの保育を必要としていること（保育施設の利用を必要としていること）
「小学校入学準備のため」、「集団生活を体験させたい」等の理由だけでは申込みはできません。
- ・令和5年3月末までに確実に転入する方（転入予定で申込みをする方）
※単身赴任等でいずれかの親のみが足利市の住民である場合も申込み可能です。また、足利市の住民以外でも申込可能ですが、下記の広域入所の手続きが必要です。また、市外保育施設への併願はできません。

広域入所について

◆ 広域入所（受託）

足利市外にお住まいの方が、足利市に勤務先があり、通勤や送迎による事情から、足利市の保育施設を利用したい場合は、お住まいの自治体からの申込み（協議）が必要です。ただし、足利市民の方の保育利用が優先となるため、一斉申込みでは、2次募集からの申込みとなります（原則令和5年4月1日から入所（園）する方に限ります）。日程、募集施設等については、市保育課ホームページをご確認ください。申込みの際は、お住まいの自治体の保育関係課にご相談ください。

※単に「足利市の施設がよいから」という理由で申込みをすることはできません。

◆ 広域入所（委託）

足利市の住民の方で、通勤や送迎による事情から、市外の保育施設を利用したい場合は、足利市から、当該自治体へ申込み（協議）が必要となります。入所申込締切日（自治体によって異なります）と必要書類を確認したうえで、足利市保育課へ申込みをしてください（申込み時点でその自治体へ転入予定がある場合は、その旨をお伝えください）。基本的に、いずれの自治体もその住民の方優先なので、優先度は低くなります。

※市外への転出や市外からの転入については、必ず事前にご相談ください。通常の申込みと異なり、追加の提出書類があることや、転出先の自治体での手続きが必要になることがあります。

※現在の在籍施設から転園しない場合でも転出、転入するときは必ず手続きが必要となります。

教育・保育給付認定について

教育・保育施設（認定こども園や新制度幼稚園、保育所（園））を利用する場合、保護者の申請により、教育・保育給付認定を受ける必要があります。そのなかでも、2・3号認定を受ける場合には、「保育を必要とする事由」に該当しなければなりません。

※私学幼稚園は、上記の認定を受ける必要はありませんが、幼児教育無償化に係る施設等利用給付認定を受ける必要があります。

◆ 3つの教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定はお子さまの年齢と利用施設に応じて3つの区分があります。

1号認定（教育認定）	2号認定（保育認定）	3号認定（保育認定）
【教育標準時間認定】 ・ お子さまが満3歳以上 ・ 教育のみを希望	【満3歳以上の児童・保育認定】 ・ お子さまが満3歳～就学前まで ・ 「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当 ・ 保育を希望する	【満3歳未満の児童・保育認定】 ・ お子さまが0歳～満3歳未満 ・ 「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当 ・ 保育を希望する
【利用施設】 新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	【利用施設】 保育所（園） 認定こども園（保育部分）	【利用施設】 保育所（園） 認定こども園（保育部分）

◆ 「保育を必要とする事由」について

① 就労

1か月あたり64時間以上の就労を常態とする場合（週4日以上かつ1日4時間以上を目安）

フルタイムだけでなく、パートタイム、夜間、内職（月3万円以上の収入が必要）など基本的にすべての就労が対象となります。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）も含まれます。ただし、給料の支払いを伴わない手伝い等は就労として認められません。また、一時預かりで対応できる場合は該当しません。

② 妊娠・出産

妊娠、出産により家庭での保育が困難な場合

出産（里帰り出産を含む）による認定期間は、産前産後あわせ4か月となります。また、妊娠による体調不良などで就労等ができず、医師から安静等の診断がある場合も該当します。

③ 保護者の疾病・障がい

心身に病気、障がいがあり、家庭での保育が困難な場合

④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

同居又は長期入院・入所している親族の常時の看護や介護により、家庭での保育が困難な場合
就労要件と同等の介護・看護時間がある場合に該当します。

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害を受け、その復旧中で、家庭での保育が困難な場合

⑥ 求職活動

求職活動により外出を常態としている、あるいは、起業準備をしていて家庭での保育が困難な場合
3か月間の保育認定を受けられます。3か月以内に就労が確認できない場合は、原則退園になります。また、妊娠中の求職活動は原則認めません。

⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練も含まれます。）

⑧ 虐待やDVのおそれがあること

⑨ 育児休業

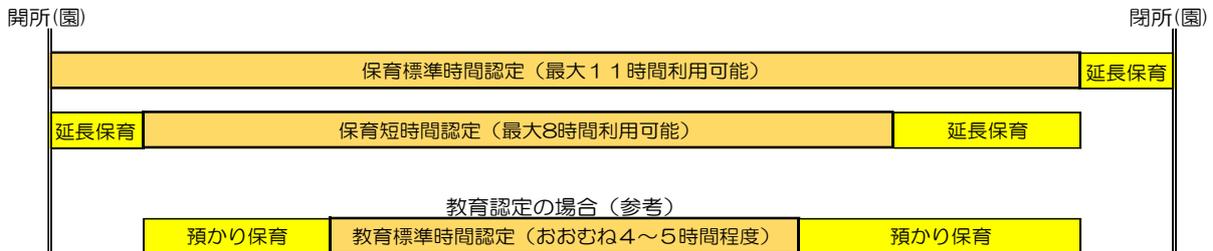
育児休業取得時、お子さまが既に保育施設を利用しており、継続利用が必要である場合。
出産時から原則1年以内に職場復帰または就労することが条件となります。1年以上育児休業を取得する場合は妊娠・出産要件の認定が終了した時点で退園となるためご注意ください。

⑩ その他、お子さまを家庭で保育できない特別な理由がある場合

◆ 保育必要量について

2・3号認定（保育認定）は、保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量に区分されます。保育標準時間は最大11時間の保育を基準とし、保育短時間は、最大8時間の保育を基準とします。どちらの場合も、必要に応じて延長保育(有料)を利用することができます。

保育必要量イメージ図



※各認定の預かり時間、開所（園）及び閉所（園）時間は各施設によって異なります。

◎標準時間／短時間は保護者の「保育を必要とする事由」の状況によって、足利市が認定します。

区分	認定の要件
保育標準時間 (11時間保育)	① 父母（保護者）ともに月120時間以上の就労・就学等（通勤時間含む） ② 妊娠・出産（おおむね産前産後あわせて4か月間） ③ 災害復旧 ④ 虐待やDVのおそれがあること など
保育短時間 (8時間保育)	① 父母（保護者）のいずれかが月64時間以上120時間未満の就労・就学等 ② 父母（保護者）のいずれかが、求職中 ③ 育児休業中の在所児の継続利用 など

※病気や看護の認定の場合も、就労や就学の時間に準じます。

◆ 認定期間

教育・保育給付認定には期間があります。認定期間が切れた場合は退所（園）となりますが、必要があれば認定変更の手続き（P10 参照）を行うことで施設を継続利用できます。

1号認定の場合は

基本的に就学前までの認定期間です。

2・3号認定の場合は

2号は就学前まで、3号は2号に切り替わる直前（3歳になる2日前）までの期間を基本とします（3号から2号への切り替えは自動的に行われます）。

※原則は上記のとおりですが、

求職活動：3か月間 妊娠・出産：4か月間（産前2か月+産後2か月）など

保育を必要とする事由に応じて認定期間はさまざまです。申請後に発行される「教育・保育給付認定通知書」に認定期間が記載されていますので、ご確認ください。また、どの事由に関しても家庭保育が可能になった時点で認定はできなくなります。

Q&A コーナー③

Q. 私は月80時間くらい仕事をしています。保育で申請して、保育短時間で認定されました。保育施設に入った後に、仕事の時間が長くなったら標準時間に変更してもらうことはできますか？

A. 就労時間が保育標準時間の要件を満たせば変更可能です。P10を参照して、在籍施設に書類を提出してください。反対に、就労時間が短くなれば、保育短時間になるため必ず届け出てください。

申込みに必要な書類について

申込みの際には、教育・保育給付認定申請書のほか、状況に応じて書類の提出が必要です。申込み書類は各施設に用意してありますので、見学の際などにお受け取りください。ただし、私学幼稚園に申込みをする場合は、必要書類が異なりますのでご注意ください。

1【教育・保育給付認定申請書】

教育・保育給付認定（P5参照）を受けるための申請書です（記入方法はP23～P24参照）。

教育・保育給付認定申請書は、児童1人につき1枚必要です。

2【保育の認定に必要な書類】（2・3号認定を希望する方は必要となります）

父母及び祖父母等の状況	必要な書類等
勤めている方（パートや内職を含む） これから勤める方 〔※1 65歳未満の祖父母等が同居している場合、祖父母等の書類を求めることがあります。〕	就労報告書兼証明書 ※足利市指定の様式あり 勤務先の雇用主や所属長の方から証明を受けてください。 内職の方は発注者から証明を受け、給与明細や仕入伝票の写しを合わせて提出してください。ご自身で書いたものは無効です。
自営業（個人事業主）の方 農業の方 〔 上記※1のとおり 〕	就労報告書兼証明書（事業主が記入したもの） 開業2年目以降の方は直近の確定申告書（写） 新規開業の方は開業届（写） 法人経営者の方は法人の登記簿謄本（写）
専従者の方	青色事業専従者給与に関する届出書（写）、もしくは確定申告書等の専従者となっていることが証明できる書類
親族経営の会社等にお勤めの方	源泉徴収票、賃金台帳、労災保険、雇用保険被保険者証等、公的に雇用を証明できるものいずれかの写し
出産予定の方	母子手帳（母の氏名、出産予定日の記載箇所）または 妊産婦医療費受給資格証いずれかの写し 切迫流産等により保育が必要な場合は、医師の診断書等
育児休業取得 〔既に保育施設を利用しており、継続利用が必要な場合に限ります。〕	就労報告書兼証明書（育児休業期間+復職日の記載があるもの） 就労報告書兼証明書に、勤務先で育児休業期間の証明を受けてください。内容によっては、施設長の意見書が必要です。
・病気の方 ・同居家族や親族の看護、介護にあっている方	診断書、病気の内容や治療・療養期間のわかる書類、 介護保険被保険者証（写）等 診断書の内容によっては追加資料の提出が必要です。
心身に障がいのある方	身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、 精神障害者保健福祉手帳（写）、医師の診断書等 保育が困難と判断できる実際の障がいの内容を記載した書面を提出してください。
就学、技能習得している方	在学証明書、カリキュラム等、保育ができない時間がわかる書類の写し これから入学予定の場合は、合格通知書の写し等
求職活動を行う予定の方 〔認定期間は3か月間です。〕	申込みの時点では、特に必要な書類はありませんが、認定期間内に就労先を決めて、就労報告書兼証明書を提出いただきます。 ハローワークカード・雇用保険受給証明書の写しの提出が必要な場合もあります。
虐待、DVのおそれがある方	保育の必要性がわかる公的機関が発行する証明書類
災害復旧	罹災証明書等

※提出書類の内容について、お電話でお聞きすることや、証明者等に記載内容を確認する場合があります。
また、追加書類の提出をお願いすることがあります。

3【保育実施認定調査書】（2・3号認定を希望する方は必要となります）

保育を必要とする事由などについて確認する書類ですので、正確にご記入ください。裏面には、申込み時や入所（園）後の同意事項や約束事項が記載されています。必ず全項目をお読みになり、ご理解のうえ、ご署名ください。ご署名がない場合は、申込みを受け付けできません。また、以下に該当する方は入所（園）の審査に影響がありますので、保育実施認定調査書に利用施設名等の記入をお願いします。（P25～P26参照）

- ①現在就労しており、月64時間以上、認可外保育施設やベビーシッターを利用している。
- ②市外の認可外保育施設を利用しており、市内保育施設に転園を希望する場合

4【保育所入所申込書】（保育所、保育園を希望する方は必要となります）

保育所・保育園に入所（園）するための書類です。一斉申込みの場合は、内定決定後に、正式に入所（園）の意思を確認するために提出していただきます。年度途中の申込みの場合は、その他の必要書類と併せて提出してください（一斉申込みと年度途中の申込みについてはP9～10参照）。

5【その他、該当する場合に必要な書類】

在留外国人の方	在留カードの写し 保護者・児童全員のカードの表裏（写）	
令和4年1月1日時点で、足利市に住民登録がない方、足利市以外で課税されている方 （令和5年度4月～8月入所希望の方対象）	① マイナンバー（個人番号）記入用紙 ② 申請者の個人番号を確認できる書類の写し（下記3つのいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（顔写真付き、両面）→③の書類の提出は不要です。 ・個人番号の通知カード（※記載住所が現住所と一致している場合のみ） ・個人番号が記載された住民票 ③ 申請者の身元確認ができる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証やパスポート等、顔写真付きの公的な書類 ④ 上記①～③の書類の提出が困難な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月1日に住民登録があった自治体の所得課税（非課税）証明書（<u>すべての所得と控除が記載されているもの</u>） ※市役所窓口へ直接提出する場合、②、③の書類の写しの提出は不要です。	
配偶者と別居中で、離婚調停中の方	離婚調停を行っていることがわかる書類 （裁判所からの呼び出し状の写しなど） ※単に別居中の場合は、通常の申込みと同じ書類を提出してください。	
申込時点でお子さまが出生前（出生予定）の方	母子手帳（母の氏名、出産予定日の記載箇所）、または妊産婦医療費受給資格証いずれかの写し	
足利市に転入予定で申込みをする方 （保育の申込みを希望する場合のみ）	ご自宅を新築する方 戸建てを購入する方	転入誓約書、売買契約書等の写し 住所地、引渡し日、契約者名の記載があるもの
	アパート等の賃貸住宅を借りる方	転入誓約書、賃貸契約書の写し 住所地、引渡し日、契約者名の記載があるもの
	実家に住む方 申込み時点では借りるアパートが決まっていない方など	転入誓約書 ※市指定の様式有り 保育課のホームページに掲載してあります。

※同居の祖父母がいる場合、祖父母のマイナンバー（所得課税証明書等）が必要になる場合があります。
 ※課税を確認する書類の提出がない場合や、未申告等で課税情報が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。また、入所（園）審査上も不利となるため、必ず必要書類の提出や申告を行ってください。

提出書類について、虚偽や事実と異なることが判明した場合は、入所（園）の内定を取り消す場合があります。申込み後や入所（園）後に状況が変わった場合は、必ず届け出てください。

令和5年度一斉申込みについて

令和5年度に足利市の教育・保育施設入所（園）を希望する方は、一斉申込みで忘れずにお申込みください。令和5年4月の入所（園）以外でも、令和5年度途中に入所（園）を希望する方も対象です。（令和5年度中に育児休業期間が満了となり、入所（園）を希望する方など）。また、一斉申込みでは、生まれる前（出生予定）のお子さまの申込みも可能です。

◆ 1次募集申込日

令和4年9月1日（木）～令和4年9月20日（火）

（各施設には、上記日程の中で集中受付日があります。P11参照）

◆ 申込書類の提出先

◎1次募集の場合

第1希望の施設に直接提出してください。

◎2次募集の場合

1次募集で入所決定とならなかった方は、市役所保育課に提出してください（郵送可）。

2次募集から新たに申込みをする方は、施設に直接提出してください。

◆ 入所（園）の内定及び決定について

1号認定（教育認定）の場合

園が選考します。園からの入園決定の連絡をお待ちください。

2号・3号認定（保育認定）の場合

足利市が選考します。希望する施設が、募集定員に対して申込人数の超過がなく、保護者に保育の必要性が認められれば入所（園）内定となりますが、申込人数超過となった場合は、保育の必要性が高い順に内定者を決定します。

※入所（園）の内定を辞退される場合は、内定された施設に速やかにご連絡ください。

1次募集の結果は、11月下旬頃に郵送でお知らせする予定です。希望する施設の内定に至らなかった方には、2次募集の案内等をお送りします。2次募集の結果は、12月下旬送付予定です。

◆ 一斉申込みのながれ、注意点

- 1次募集は、第1希望の施設にのみ申込みができます。内定に至らなかった場合は、2次募集のお知らせを通知しますので、2次募集では第3希望までご記入ください。
- 1次募集に申込みをしなかった方が、2次募集で新たに申込みをすることも可能です。
- 2次募集については広報紙でのお知らせはいたしませんので、2次募集から新たに申込みをする方は、事前に保育課のホームページをご確認ください。
- 2次募集終了後も、空きのある施設で随時募集を行います。日程については、翌年以降に保育課のホームページでお知らせします。

申込書類は、申込み日までに余裕をもってご用意ください。

申込み時点で書類が揃わない場合、教育・保育給付認定をすることができません。審査の対象外となる場合がありますので、申込み時には必要書類を全て揃えて提出してください。

一斉申込みについては市ホームページでもご案内しております。



これから生まれる予定のお子さまも、申込みを忘れないようにね！



◆ 転園を希望する申込みについて

- ・新規申込みの方と同様のお手続きになります。

※転園が内定した場合、現在在園している園に生じる空きに対して別のお子さまをご案内するため、元の園には戻れません。十分に検討のうえ転園の申込みをしてください。転園が内定しなかった場合は、希望があれば元の園の継続利用が可能です。

※育児休業中の在園児の施設継続利用は、お子さまの保育環境の変化が好ましくない場合等を考慮して認めているものです。やむを得ない場合を除き（公立保育所の再編により転園を余儀なくされる場合や、転居等）、育休要件で継続利用中の転園希望はできません。

令和5年度途中の申込みについて

令和5年度に入ってからでも、空きのある施設では随時募集を行います。毎月20日が次月以降の入所（園）申込みの締切日です。ただし、一斉申込みの時と比べると、申込みができる施設が限られますので、育児休業からの復職が確実な場合など、保育施設の利用が必須であることが事前にわかっている場合は、一斉申込みで申込みをしてください。

※ 重要 ※ 保育を必要とする事由の変更が生じた場合は必ず届け出てください！

保育の審査は、提出書類に基づいて行います。「復職予定で申し込んだが辞めてしまった」、「就職内定で申込みをしたが、内定が取り消しとなった」等の変更があった場合は、入所（園）の内定が取り消しとなることがあります。また、提出書類と事実が異なることが判明した場合は、虚偽の申請とみなし、厳正な対応を行います。以下のような場合は、申請中・入所（園）中を問わず、「教育・保育給付認定変更申請書」（保育課や各施設に置いてあります）をご提出ください。併せて、変更後の保育事由が確認できる書類が必要です（P7 参照）。

- ① 求職活動をしていたが、就労先が見つかった。
- ② 職場が変わった。
- ③ 会社を辞めてしまった。
- ④ 就労時間が変わった。（長くなった場合、短くなった場合どちらも）
- ⑤ 世帯状況が変わった（出生、婚姻、離婚、祖父母と同居、生活保護受給など）

教育・保育給付認定は月ごとのため、毎月20日頃までに各施設に変更書類をご提出ください。特に、就労が決まった、就労時間を延ばした等で短時間から標準時間に変更したい場合などは注意が必要です。

※原則、変更申請受付月の翌月の1日から変更となります。

保育実施の解除について

以下のような場合には、保育の実施が解除となり、利用している保育施設を退所（園）していただきます。また、理由にかかわらず、施設を退所（園）したい場合は、施設に申し出てください。

- ① 保育の実施期間（認定期間）が終了した場合
- ② 保育の実施要件を満たさなくなった場合
- ③ 入所（園）後、集団生活に支障をきたした場合
- ④ 虚偽の申請の事実が判明した場合
- ⑤ 無断で保育施設を長期欠席した場合
- ⑥ 市外へ転出した場合
- ⑦ 在留資格を喪失した場合

1次募集受付日について

令和5年度入所(園)一次募集申込受付期間は、9月1日(木)～9月20日(火)まで。
 受付日は各施設によって異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
 受付日に申込みができない方は、事前に各施設にご相談ください。

区分	保育所・園名	電話番号	住所	募集予定人数	集中受付日	申込時間	受入可能月齢
公立	大町保育所	41-2886	大町	10	9月6日(火)	9:00～12:00	※1
	羽刈保育所	71-3240	羽刈町	10	9月2日(金)	9:00～12:00	2か月
	山川保育所	41-2317	山川町	10	9月7日(水)	9:00～12:00	2か月
	梁田保育所	71-2337	福富町	15	9月6日(火)	9:00～12:00	2か月
	みなみ保育所	71-4361	西新井町	15	9月6日(火)	9:00～12:00	2か月
	きた保育所	43-0055	赤松台1丁目	8	9月7日(水)	9:00～12:00	2か月
	三重保育所	21-3073	五十部町	10	9月6日(火)	9:00～12:00	2か月
	大前保育所	62-4851	大前町	3	9月1日(木)	9:00～12:00	※1
	わたらせ保育所	41-6987	錦町	12	9月6日(火)	9:00～12:00	2か月
	にし保育所	62-4555	大前町	15	9月8日(木)	9:00～12:00	2か月
	私立	小侯幼児生活団	62-0003	小侯町	34	9月1日(木)～17日(土)	11:00～18:00
やままえ保育園※2		62-2145	鹿島町	20	9月1日(木)～20日(火)	9:00～17:00	3か月
常念寺保育園		21-2016	通7丁目	25	9月1日(木)～9日(金)	9:00～12:00	4か月
ルンビニ保育園		73-8123	借宿町	15	9月1日(木)～20日(火)	9:00～12:00	4か月
足利本城保育園		22-7551	本城1丁目	15	9月1日(木)～20日(火)	9:00～17:00	2か月
龍泉寺保育園		41-3310	助戸1丁目	50	9月1日(木)～20日(火)	9:00～16:00	3か月
わかば保育園		41-3777	利保町1丁目	25	9月1日(木)	9:00～12:00	2か月
しんまち保育園		43-0827	毛野新町	20	9月1日(木)	9:00～12:00	2か月
天王保育園		71-0874	福居町	50	9月1日(木)～20日(火)	9:00～12:00	2か月
ポッポ保育園		91-3221	多田木町	24	9月1日(木)～20日(火)	9:00～17:00	4か月
ふくい保育園		22-4805	島田町	30	9月1日(木)～2日(金)	9:00～12:00	2か月
保育所型認定こども園	両野こども園	62-4808	小侯南町	120	9月1日(木)～2日(金)	8:30～12:00	2か月
地域型保育事業所	山辺ひよこ園※2	72-2927	堀込町	施設に直接お問い合わせください。			

※1 **大町保育所、大前保育所**は令和5年度の、0歳児クラスの募集は行いません。

1歳児クラス以上(令和4年4月2日より前に生まれたお子さま)から申込みが可能です。
 来年度以降、一部の公立保育所では0歳児クラス以外も順次入所制限を行います。来年度以降に入所を検討する方もご注意ください。(下記の再編計画をご参照ください。)

※2 令和5年度から認定こども園へ移行予定です。

足利市では「足利市保育所等整備後期計画」を策定し、市内公立保育所の再編を行っています。

そのため、**来年度以降、順次該当保育所の入所制限を行います。**

再編に伴い転園を希望する方も、一斉申込み期間にお申し込みください。

再編の詳細は市のホームページに掲載しています。

足利市 保育所再編

検索

右のQRコードからもアクセスできます。

概要版をP27～P30に掲載しています。



その他の申込み時の注意点について

- ・公立保育所は、1次募集以外での申込みを受け付けませんのでご注意ください。
- ・P11に記載されている以外の認定こども園（保育部分）も同様の日程で行いますが、受付日は各施設にお問い合わせください。
- ・申込書類を揃え、第1希望の施設にお子さまと一緒にお越しください。申込書類は見学等の際に施設でお受け取りください。
- ・各施設の集中受付日以外でも、9月1日から9月20日の間は申込みを受け付けますが、希望の施設に事前にご相談ください。

◆ すこやか（発達支援）保育

保護者すべてが「保育を必要とする事由」に該当し、発達の遅れ等により、きめ細やかな保育を必要とするお子さまをお預かりするものです。すこやか保育に申込みを希望する場合は、申込み受付日が異なりますので、事前へ保育課にご相談のうえ、申込みをしてください。

すこやか保育申込み	場所：足利市役所 2階 保育課（27番窓口）	令和4年9月27日（火） 9：00～12：00
-----------	---------------------------	----------------------------

Q&A コーナー④

Q. 申込みの時点では仕事をしていますが、入所（園）の時点では、今の仕事を辞めて求職活動を予定しています。保育を必要とする事由は就労で申込みをすればいいですか？

A. 認定を受けるために必要となるのは、入所（園）時点での状況です。就労で申込みをした後に仕事を辞めてしまった場合は、申込書類での審査時点と状況が変わってしまうため、内定が取り消しとなることがあります。ご質問の状況のような場合は、求職活動で申込みをしてください。

Q. 自分のお子さまは何歳児になりますか？

A. 入所を希望する月が属する年度の4月2日時点の年齢で数えます。令和5年度入所の場合は、下記の早見表を参考に、お子さまのクラス年齢を確認してください。

令和5年度クラス年齢早見表

和暦	西暦	クラス年齢
平成29年度生まれ (平成29年4月2日～平成30年4月1日)	2017年度生まれ (2017年4月2日～2018年4月1日)	5歳児
平成30年度生まれ (平成30年4月2日～平成31年4月1日)	2018年度生まれ (2018年4月2日～2019年4月1日)	4歳児
平成31（令和元）年度生まれ (平成31年4月2日～令和2年4月1日)	2019年度生まれ (2019年4月2日～2020年4月1日)	3歳児
令和2年度生まれ (令和2年4月2日～令和3年4月1日)	2020年度生まれ (2020年4月2日～2021年4月1日)	2歳児
令和3年度生まれ (令和3年4月2日～令和4年4月1日)	2021年度生まれ (2021年4月2日～2022年4月1日)	1歳児
令和4年度生まれ (令和4年4月2日～令和5年4月1日)	2022年度生まれ (2022年4月2日～2023年4月1日)	0歳児
令和5年度生まれ (令和5年4月2日～令和6年4月1日)	2023年度生まれ (2023年4月2日～2024年4月1日)	0歳児

利用者負担額（保育料）について

毎月の保育料は、父母それぞれの市民税額控除前所得割額を算定基礎として合算し、世帯の状況に応じて足利市が定めます。ただし、祖父母が同居の場合に、父母の収入状況によっては、同居する祖父母の税額を含めて算定する場合があります。

※保育料の算定方法等は、保育所（園）、認定こども園で共通です。

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料						当年度の市民税額に基づく保育料					

令和5年度の場合…8月までは令和4年度の市民税、9月からは令和5年度の市民税で計算します。

保育料算定方法

【市民税・県民税納税通知書】明細書一部抜粋

算出税額		総所得分算出所得割額①	分離分算出所得割額②	調整控除額③	税額控除・調整④	
	市民税		〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	
県民税						
		保育料算定基礎				

毎年6月に自宅へ送付される【市民税・県民税納税通知書】のうち、課税明細書の算出税額
① 総所得分算出所得割額 ② 分離分算出所得割額 ③ 調整控除額 を参照してください。
保育料算定基礎は ① + ② - ③ の額となります。

【市民税・県民税特別徴収額決定・変更通知書】一部抜粋

税額	市民税	税額控除前所得割額④	〇〇,〇〇〇円
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
額	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	

会社で天引きの方はこの額を確認してください

会社から毎年5月または6月に送付される「市民税・県民税特別徴収額決定・変更通知書」に記載の「④税額控除前所得割額」から調整控除額を控除した額が保育料算定基礎になります。

Q&A コーナー⑤

Q. 保育所（園）と認定こども園の保育料は同じですか？

A. 保育料は施設の種類で決まるのではなく、P15の表に基づき、認定区分（2号、3号）とお子さまのクラス年齢（4月2日時点の年齢）に市民税を当てはめて決定しています。したがって、保育認定（2号、3号）であれば保育所（園）も認定こども園も保育料は変わりません。ただし、保護者同意のもと、保育料以外の実費負担額（教材費、制服代、バス代等）は施設によって異なりますので、見学の際などに確認してください。

利用者負担額(保育料)の多子軽減について

- ① 同一世帯から教育・保育施設等に同時入所している場合は、2人目以降の児童の保育料を下記のとおり軽減します。
- ◇上から第2子 → 基準額の2分の1に軽減 (P15利用者負担額一覧を参照)
 - ◇上から第3子以降 → 無料
- ② 同時入所以外でも同一世帯で3人以上の児童がいる場合、3人目以降の保育料が無料になります。**ただし、申請が必要です。**利用者負担額(保育料)が無料の方は申請の必要はありません。対象者は利用者負担額の決定後に、「**第3子以降利用者負担額減免申請書**」を入所(園)している施設に提出してください。**申請書が未提出の場合は、減免の対象となりません。**
- ③ 上記以外で多子軽減を受けられる場合
- ◇2・3号認定の児童で、父母等の市民税所得割額が、57,700円未満の場合
 - 第2子を半額、第3子以降を無料に軽減します。
 - ◇ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯のうち市民税所得割額 77,200円未満の場合
 - 第1子を半額、第2子以降を無料に軽減します。

- ※ 第1子の年齢上限は18歳に達する年度までとなりますが、就学(大学生など)の場合は、原則22歳に達する年度までが対象となります。
- ※ 第1子が就労により一定の収入がある場合は、第1子の対象から除かれます。
- ※ 保育料の算定を、祖父母等の所得で判断している場合は、減免が適用外になる場合があります。
- ※ **未申告の方や課税資料未提出の方は多子軽減にかかわらず、保育料が最高額で算定されます。**

① の場合例

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	2歳	教育・保育施設	—
2人目	1歳	教育・保育施設	2分の1
3人目	0歳	教育・保育施設	無料

・就学前の児童が対象です。

② の場合例

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	15歳	中学生	—
2人目	8歳	小学生	—
3人目	2歳	教育・保育施設	無料

・第3子以降利用者負担額減免申請書の提出が必要です。

③ の場合(父母の世帯)例

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	8歳	小学生	—
2人目	2歳	教育・保育施設	2分の1
3人目	0歳	教育・保育施設	無料

③ の場合(ひとり親世帯)例

1人目が教育・保育施設に入所の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	2歳	教育・保育施設	2分の1
2人目	1歳	教育・保育施設	無料
3人目	0歳	教育・保育施設	無料

1人目が小学生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	7歳	小学生	—
2人目	2歳	教育・保育施設	無料
3人目	1歳	教育・保育施設	無料

自分の市民税額の見方や多子軽減の考え方はわかりましたか？
次はP15の表に当てはめて、実際に保育料を算出してみましょう！



足利市利用者負担額【保育料】

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）		各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
階層区分	推定年収	3号認定／2号認定（3歳未満児）		2号認定（4歳以上児）		階層区分	推定年収
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
1	—					1	—
2	～260万円					2	～260万円
3	～300万円					3	～300万円
4	～330万円					4	～360万円
5	～360万円					5	～680万円
6	930万円～					6	680万円～

無償化

無償化

注）

- 1 年齢については、年度当初（4月1日）時点のお子さまのクラス年齢により決定します。年度の途中で誕生日を迎えても変更とはなりません。
- 2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定しお知らせする予定です。
- 3 市町村民所得課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。
- 4 利用者負担額は、父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
- 5 同一世帯の2人以上のお子さまが、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、2番目のお子さまについて、上表の〔 〕欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。なお、2・3号認定の市民税所得割額が57,700円未満までの世帯は、第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子以降無料として上表の利用者負担額を適用します。
- 6 第3子以降保育料減免事業による減免申請書の提出が必要で、利用者負担決定後に該当する場合は申請してください。
- 7 母子（父子）世帯並びに在宅障がい児（者）のいる世帯等で、第2階層から第5階層の場合は特例となります。また、第1子の年齢に関わらず、第1子半額、第2子以降無料として上表の利用者負担額を適用します。ただし、家計の主宰者が同居の祖父母などの場合は特例の適用外となる場合があります。
- 8 利用者負担額の算定に必要な課税書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、各認定区分の最高階層にて利用者負担額を設定します。なお、認定後に確定申告がされた場合でも当初に遡っての再認定はありません。
- 9 この利用者負担額は、子ども・子育て支援新制度の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業を利用する場合に適用されます。そのため、現在の制度のまま継続する幼稚園（私学助成幼稚園）等を利用する際は、現行どおり各施設で設定した保育料をご負担いただくこととなりますが、月額25,700円分までは教育・保育無償化により無償となります。
- 10 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要となる場合があります。
- 11 推定年収は、父・母（税法上の扶養の範囲）・子ども2人をモデル世帯としておおよそ目安として表記しています。

利用者負担（保育料）の支払いについて

- ① 認定こども園は各施設を運営する事業者から直接請求がありますので、お支払いをお願いいたします。お支払方法については、各施設にご確認ください。
- ② 市内の公立保育所及び民間保育園の保育料については、市が直接徴収いたします。支払方法は口座振替の手続きをお願いしております。

口座振替の手続き	足利市内に支店のある金融機関窓口で「 <u>口座振替依頼書</u> 」に必要事項を記入いただき、お手続きをお願いいたします。ゆうちょ銀行をご利用の場合は専用紙が備えてありますので、郵便局の窓口にてお手続きをお願いいたします。 ※指定できる口座は、 保護者の名義 のものになります。
口座振替の開始月	金融機関での手続き終了後、依頼書控えを市役所保育課にて処理してから、口座振替が開始となります。 <u>おおむね2週間～1か月ほど</u> 手続きにかかります。口座振替が開始されるまでは、市が発行する所定の納付書でお支払いください。
口座振替日 (納期限)	振替日（納期限）は、毎月末日です。（ただし、月末が土日・祝日・年末年始の場合は、金融機関の翌営業日となります）

※口座振替の方で、口座の残高不足のため振替ができなかった場合は、市から納付書が発行されます。

- ③ 口座振替の手続きがない場合は、市所定の納付書を毎月15日頃に発行します。納付書は、各施設から直接お渡ししますので、指定の各金融機関・市内各公民館（織姫・助戸を除く）・市役所保育課に納期限までにお支払いください。納期限は口座振替日と同じになります。

※納付書払いの方や振替不能で納付書が発行された方で、納期限以降に納付状況が確認できない場合、督促状が発行されますのでご注意ください。

利用者負担（保育料）の滞納について

教育・保育施設の運営は、保護者の皆様にご負担いただく保育料のほか、国・県・市の負担により運営されておりますので、**保育料は絶対に滞納しないでください**。滞納がある場合は、入所の審査に影響いたします。

滞納した場合は、督促状や催告状が送付されるほか、市や園からの請求、法令に基づき給与の差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。保育料を納付できない場合には、納付相談等を行いますので、速やかに保育課へご相談ください。



みなさんの保育料で施設を運営しています。
納期内の納付にご協力ください！！

Q&A コーナー⑥

Q. 私には3歳児と1歳児の子どもがいて保育園に通わせています。保育料はどうなりますか？

A. 3歳児のお子さまは幼児教育無償化により保育料は無料です。1歳児のお子さまは多子軽減適用により、市民税所得割該当区分の保育料の半額です。

Q. 子どもの祖父・祖母といっしょに暮らしており、まだ仕事をしていて収入があるのですが、保育料の算定に影響はありますか？

A. 保育料は「家計の主宰者は誰か」という考え方のもとに、お子さまの両親の市民税額で算定しています。ただし、祖父母の扶養に入っている場合や、ひとり親世帯で収入が130万円未満、両親がいる世帯で180万円未満の場合は、祖父母のどちらか収入の高い方を家計の主宰者と判断し、保育料の算定に加えることがあります。

幼児教育・保育無償化について

無償化の対象年齢・クラス

施設の種類		幼稚園、 認定こども園の幼稚園部分	保育所（園）、 認定こども園の保育部分
保育料が無償化になる 開始年齢	市民税課税世帯	満3歳から	3歳児（年少クラス）から
	市民税非課税世帯	満3歳から	0歳児クラスから
預かり保育料 が無償化にな る開始年齢	市民税課税世帯	3歳児（年少クラス）から	—
	市民税非課税世帯	満3歳から	—

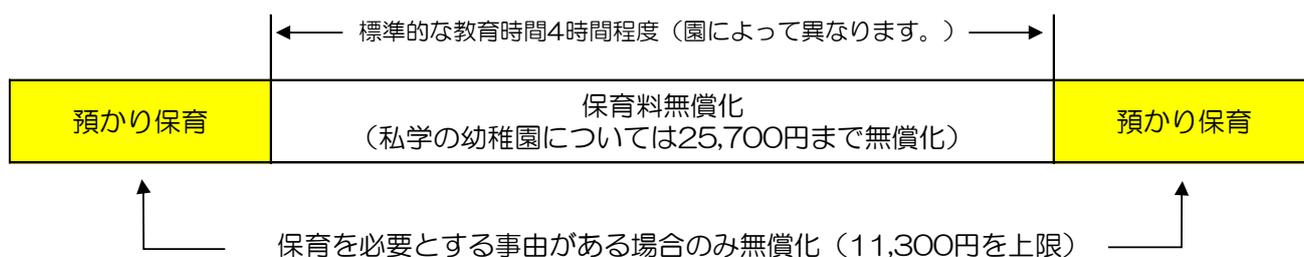
※私学幼稚園（P2参照）については、月額25,700円が保育料無償化の上限です。

※バス代、給食費、教材費など各施設で個別にかかる費用は無償化の対象外です。

預かり保育料の無償化について

各幼稚園（認定こども園の幼稚園部分含む）では、4時間程度の基本的な教育時間に加え、保護者の必要に応じて預かり保育を実施しています。「保育を必要とする事由」（P5参照）のために預かり保育を利用する場合には、利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。ただし、事前に申請を行い、認定を受ける必要があります。

幼稚園・認定こども園の幼稚園部分の場合



◆無償化を受けるための手順

- ① 利用している施設を通して、市に「施設等利用給付認定申請書」及び「保育を必要とする事由を確認する書類」を提出していただきます。
- ② 市が提出書類に基づき審査を行い、認定をします。
- ③ 預かり保育を利用した場合、一度は利用施設に預かり保育料をお支払いいただきます。
その後、3か月分をまとめて市に請求いただき、翌々月に無償化分の利用料をお支払いします。
(4~6月→8月払 / 7~9月→11月払 / 10~12月→2月払 / 1~3月→5月払)

※育休中の預かり保育利用については、無償化の対象とはなりません。

※預かり保育料以外にかかるおやつ代等についても無償化の対象外となります。

認可外保育施設の無償化について

認可外保育施設等を利用する方で、「保育を必要とする事由」に該当する場合、3歳児から就学前までのお子さまは月額37,000円まで利用料が無償化となります。また、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のお子さまは月額42,000円までの利用料が無償化となります。

※施設の利用を開始する前に、市に無償化のための申請を行い、認定を受ける必要があります。

※市への確認申請等の手続きを行った認可外施設等を利用する場合は対象です。

幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについて

幼児教育・保育の無償化により保育料自体は無償化になりましたが、食材費等は無償化の対象になりません。ただし、下記の方については副食費（おかず代）が免除になります。

- ・ 年収360万円未満相当世帯のお子さま
- ・ 第3子以降のお子さま（副食費免除申請書の提出が必要になる場合があります）

※対象となるのは・・・

- ・ 保育所（園）、認定こども園（保育部分）（3歳児～5歳児クラス）
- ・ 新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）（満3歳児～5歳児クラス）
- ・ 私学幼稚園（新制度未移行幼稚園）（満3歳児～5歳児クラス）



いろいろな無償化の制度があるので、
忘れずに手続きをしましょう！！

Q&A コーナー⑦

Q. 現在共働きで、子どもは認定こども園の教育部分（幼稚園部分）に通っています。預かり保育も無償化の対象になりますか？

A. 保育を必要とする事由（P5参照）がある場合、3歳児（市民税非課税世帯は満3歳）から5歳児クラスまでのお子さまの預かり保育料が、月額11,300円（満3歳は月額16,300円）まで無償化となります。ただし、事前に申請を行っていただき、市の認定が必要です。利用日数に応じて上限額は変わりますが、1日あたりの上限額は450円です。

※保育を必要とする事由：

保護者すべてが月64時間以上の就労や、疾病、介護などに該当すること。

※預かり保育料の無償化は一旦施設に利用料を支払い、申請後利用料を受け取る償還払いです。

認定を受けている方が、利用後に請求申請をしていただきます。

Q. 今まで認可外施設を利用して、今月から認定を受けています。申請をすれば先月より前に払った利用料も戻ってきますか？

A. 認定を受ける以前の利用料については無償化の対象になりません。また、以前から保育を必要とする事由があった場合でも、遡って認定を受けることはできませんのでご注意ください。

教育・保育施設のご紹介

 <p>公立保育所</p>	<p>大町保育所</p> <p>「共に笑い 共に喜び 共に育つ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 心も体も健康な子ども 相手の話を聞き、思いを伝えられる子ども <p>子どものあるがままの姿を受け入れ、一人一人に寄り添うことで、子どもが安心して自己発揮し、意欲や思いやりが育つ保育を実践しています。家庭や地域とのつながりを大切に「共に育つ」環境づくりを行っています。</p>	<p>羽刈保育所</p> <p>子どもが自分や相手を大切に思い、自信を持って生きる力の基礎を培う</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいきと生活する子ども 相手を思いやり、共に育ちあう子ども 自分で考えて、行動する子ども <p>子どもと保護者の安定した関係に配慮し、適切に支援する</p> <p>子どもの心に寄り添い、受容的、応答的に関わり、伸び伸びと自己発揮できる保育を行っています。異年齢児や様々な人との交流を通し、お互いに尊重する心、人権を大切に育む気持ちを育てています。</p>
<p>山川保育所</p> <p>「豊かな心を育てる」</p> <ul style="list-style-type: none"> あいさつのできる子 よく遊ぶ元気な子 命や物を大切にできる子 <p>～地域・家庭と手をつないで～</p>	<p>梁田保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 丈夫な身体の子 豊かな感性と思いやりのある子 自分のことは自分でできる子 	<p>みなみ保育所</p> <p>「元気なところから」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然を愛し感性豊かな子 人とのふれあいを楽しむ子 意欲をもって、最後までやりとげる子
<p>人にやさしく協調性を持ちながらも自信をもって一生懸命頑張る人になってほしいと考え「優しい思いやりの心」「がまんできる心」「強い心」「がんばる心」「想像力豊かな心」「協調性の心」等豊かな心を育てていきます。</p>	<p>青いどんがりが屋根の建物で、こども館と保育所の複合施設です。一人一人の育ちに応じたきめ細やかな保育に努め、子どもの「やってみたい」を大切にしています。自分らしさを十分発揮できるように、おうちの方と一緒に応援しています。</p>	<p>一人一人の子どもに寄り添い、安心した生活が送れるよう家庭との連携を図りながら、子どもの成長を応援していきます。活動や遊び、友だちとの関わりを通じて、「元気なところから」が育つ保育を行っています。</p>
<p>きた保育所</p> <p>【つよい体とやさしい心】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲を持って自ら行動できる子 感性豊かな子 <p>【保護者との協働】</p> <ul style="list-style-type: none"> 思いを共有して、子育ての協働をする 安心して相談できる環境やプライバシーの保護に努める 保護者・職員・地域との連携を深める 	<p>三重保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康で明るい子 やる気のある子 友だちを大切にできる子 ものを大事にする子 自分で考えて行動できる子 	<p>大前保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健康な子ども 自分の思いを表現する子ども 子どもと保護者の気持ちに寄り添い適切に支援する
<p>豊かな自然環境の中で、主体的に遊びや活動に取り組めるような環境作りをします。一人一人のありのままの姿を大切に、保護者の皆様と協働し子どもの成長を喜び合える関係を大切にします。</p>	<p>一人一人のありのままの姿を受け入れ、寄り添い、「できた」「うれしい」を広げ、認め合う仲間づくりを行っています。また、心通わせる体験、経験を通して豊かな感性や思いやり、自己肯定感を育てています。</p>	<p>恵まれた自然の中で様々な体験や異年齢児交流を通して、心身ともに健康で豊かな感性や思いやりの心を育てています。家庭とともに子どもたちの成長を喜び支援につなげていきます。</p>
<p>わたらせ保育所</p> <p>「共育ち共育て」</p> <ul style="list-style-type: none"> 明るく元気な子 素直で思いやりのある子 想像力豊かな子 	<p>にし保育所</p> <p>《共育ち 共育ち》</p> <ul style="list-style-type: none"> よく遊ぶ元気な子 思いやりのあるやさしい子 考え工夫する想像力豊かな子 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>各施設のホーム ページも見てね！</p>  </div>
<p>一人一人の子ども「ありのままの姿」を受け止め情緒の安定した生活が送れるように家庭と連携を図っていきます。恵まれた自然の中で、豊かな感性や思いやりの心を育てています。</p>	<p>恵まれた自然環境の中で、異年齢児交流を取り入れた活動を行っています。一人一人の子どもを大切に丁寧に寄り添い、個性豊かで想像力豊かな子どもを育てる保育を心掛けています。素話・童話・わらべうた遊びも取り入れています。</p>	
 <p>民間保育園</p>	<p>小俣幼児生活園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「小俣幼児生活園」</p> <ul style="list-style-type: none"> 元気なからだ 元気なこころ 自由に生きる力と責任 <p>春はよもぎだんご。夏はエビガニ釣り。秋は紅葉の下で鬼ごっこ。冬はそりすべり。四季折々の自然の中で、子供が主体の保育をしています。いつでも遊びに来てください。</p>	<p>やままえ保育園 ※認定こども園へ移行予定</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「法光会」</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康で明るく元気な子 自分から挨拶できる子 自分のことは自分でできる子 よく考え行動できる自立した子 協調性を持ち、他人に優しくできる子 <p>広い園庭中、「走る！跳ぶ！歌う！」をモットーに、体力、想像力、表現力を養って、元気いっぱいの優しい子を育て、0・1・2歳の子ども達には、発達発育が適切に進むよう、様々な支援をしております。また、ベブトックという肯定的な声掛けて、子ども達の自己肯定感を伸ばしていきます！</p>
<p>常念寺保育園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「善隣学園」</p> <p>「心身共に健やかに」</p> <ul style="list-style-type: none"> 温かな情操教育を行います 感謝の心をもった思いやりのある子 楽しい体力づくりで心身の健やかな子 <p>頑張るお父さんお母さんを応援したくてお寺で子どもたちを預かりました。一生懸命なハートをささえたくて、たくさんの良い子に囲まれています。礼節のある子に、優しさをもった子に、そして、保育園本来の役割を果たしております。</p>	<p>ルンビニ保育園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「すいれん会」</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健康な子ども 自主性に富んだ子ども 創造性あられる子ども 子どもらしい喜怒哀楽が素直に表現できる子ども <p>一人一人の子ども成長に対して、機に応じた保育を心掛けています。子どもらしい喜怒哀楽が素直に表現できる子どもであってほしいと保育にあっています。</p>	<p>足利本城保育園</p> <p>施設設置者 宗教法人「心通院」</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪いことは、すぐやめます 生き物は、かわいがります 友だちと、仲良くします 道具は大切にします 一日にひとつ、善いことをします <p>集団生活の中で、家庭では学ぶことのできない人間関係や生活習慣を身につけます。み様の教えのもと、保護者に寄り添いながら、子どもの健やかな少しずつの成長を一緒に見守っていきます。</p>
<p>龍泉寺保育園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「法光会」</p> <ol style="list-style-type: none"> 命を大切にする子供の育成 創造性豊かな最後まで努力出来る子供の育成 素直の心と明るい心を持った子供の育成 心からの笑顔、優しい言葉の言える子供の育成 	<p>わかば保育園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「足利市社会福祉協議会」</p> <p>「おもいやりとたくましさ」</p> <ul style="list-style-type: none"> へんじ、あいさつをする げんきにあそぶ はなしをきく やさしさをもつ あかるいえがお 	<p>しんまち保育園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「足利市社会福祉協議会」</p> <p>「つよからだたたくましいこころ」</p> <ul style="list-style-type: none"> へんじあいさつをする はなしをきく やりぬく おもいやり げんき
<p>静と動の保育を茶道・書道・体育遊びを通して実践します。また国際感覚を養う保育として、英語遊びを取り入れます。毎日絵本や紙芝居の読み聞かせを行う事により、情緒を豊かにする保育を行います。</p>	<p>広々とした園庭と恵まれた環境の中で、一人一人の子ども個性を尊重しみんなと仲良くする気持ちや思いやりの心を大切にしています。笑顔いっぱい元気いっぱいの保育園です。</p>	<p>保育目標の「つよからだたたくましいこころ」が育つよう一人一人に応じたきめ細やかな保育に努めています。園庭中央にあるせんだん木の下で元気に遊び、豊かな感性や創造力を培っています。一時預かり保育や子育て相談も実施しています。</p>
<p>天王保育園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「豊岡福祉会」</p> <ul style="list-style-type: none"> 丈夫な身体の子 礼儀正しい子 明るい笑顔の子 	<p>ポッポ保育園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「とみた会」</p> <ul style="list-style-type: none"> 心も身体もしなやかな子ども 自分らしく、ありのままの自分を出せる子ども 友達が好きで人ととの関わりを大切にできる子ども 自分で考え、行動できる子ども 命を大切に、平和を愛する子ども 	<p>ふくい保育園</p> <p>施設設置者 社会福祉法人「足利むつみ会」</p> <p>『健康な心と体、豊かな感性』</p> <ul style="list-style-type: none"> あかるいえがお げんきにあいさつ おもいやり
<p>～21世紀を担う子どもたち～ たたくましい教育や音楽活動、英語教育を通してしなやかにたくましい心と体をつくる。</p>	<p>安心して過ごせる環境の下に、子どもの欲求を満ちし、情緒の安定を図ります。様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽を培います。仲間との関わりの中でお互いの違いを認め合い、共に生きることの大切さや思いやりの心を育てます。</p>	<p>自然に恵まれた環境の中で、一人一人の個性を尊重し、やさしさと思いやりの心を育てます。すこやか保育、一時預かり保育、子育て支援「おひさま」、子育て相談、開放保育も実施しています。</p>

 <p style="text-align: center;">認定 こども園</p>	<p>友愛幼稚園 施設設置者 学校法人「友愛学園」 心身を健全にし 天賦の能力を發揮し 交際の情誼を知得し 善良なる言行を習得せしむる</p> <p>こども主体の保育（自由保育、縦割り保育、プロジェクト型保育）を行います。主体的・対話的で深い学びをとおして、非認知能力（生きる力、心の力）獲得に特化した教育を行います。他者と協同して、自分で考えて、自分で判断して、自分で行動して、自ら学びに向かい続ける子どもを目指します。1学年14名以下の少人数制です。</p>	<p>東光寺幼稚園 施設設置者 学校法人「東光寺学園」 ・だれとでも遊べるやさしい子ども ・自分で考え工夫する子ども ・最後までやり遂げる子ども</p> <p>《のびのび、楽しく、いきいきと！ 教育活動》 *0歳からアクティブ・ラーニング(子ども主体)で学びます。 *多様な環境&体験(【ピオトープ】や【原っぱ迷路】のある園庭・毎日英語・プログラミング・SDGs・体育教室・和太鼓・アート活動etc) ★子ども・おうちの方達に寄り添った対応を心がけています。</p>
<p>足利しらゆり幼稚園 施設設置者 学校法人「足利しらゆり幼稚園」 “みんな一緒に大きくなろう！” ・体育(からだ) ・徳育(こころ) ・知育(あたま) ・食育</p>	<p>足利幼稚園 施設設置者 学校法人「鏗阿寺学園」 ●明るく元気に遊べる子 ●反だちと仲良くし、人の心を思いやれる子 ●自分のことは、自分でする子 ●考えたり工夫したりして、進んで行動できる子</p>	<p>旭幼稚園 施設設置者 学校法人「双葉学園」 「努力する子・たかましい子・心のやさしい子」 この目標を、毎日の保育の中に具体的な活動として体験できるよう、質の高い保育を実践しています。</p>
<p>当園では、ご家庭ではできない体験「原体験」を数多くさせることでみなさんの子育てを応援します。アクティビティを豊富に取り入れ、子どもの「育ち」をサポートします。一緒に、子どもの可能性を大きく伸ばしていきましょう。</p>	<p>「一人ひとりが輝く」を教育理念として、教育的カリキュラム(工作・英語・運動・行事)を用意しながら、自分で取り組む時間・領域も重視しています。それぞれの子どもが、それぞれ持っている才能や力をいっばい発揮する教育・保育を目指しています。</p>	<p>敷地面積1,900坪。広大な自然と、木の香り漂う安全な平屋建て園舎が園児さんをお迎えします。家庭的な温かい保育が特徴です。毎日の生活の中で、年齢に応じ、無理なく楽しく体験を深める中で、考える力・判断する能力・行動できる力を育てています。</p>
<p>花園幼稚園 施設設置者 学校法人「花園幼稚園」 こころからだのじょうぶなこ 1. 明るくみんな元気な子供 2. みんな仲良く遊ぶ子供 3. 自分で考え成し遂げる子供 4. 人に迷惑をけない子供 5. 優しい心を持つ子供</p>	<p>足利いずみ幼稚園 施設設置者 学校法人「瑞泉学園」 ・元気で のびのびとした こども ・明るく すなおで仲よく あそぶこども ・正しいことばつかいで 誰とも話し合えるこども ・みづを尊び 生きものをいっくしむこども</p>	<p>足利こぼと幼稚園 施設設置者 学校法人「みなみ学園」 「みんな明るく 元気な子」 ・健康で元気に活動することのできる子 ・一人でも、友達とも遊ぶことのできる子 ・よく見、よく考えて行動することのできる子 ・心情が豊かで、思いやりがあり、表現を楽しむことのできる子</p>
<p>「子どもひとりひとりが主人公」という考えのもと、それぞれの年齢で「今、何が必要なのか」「何をしておくことが大切か」を常に考えながら、園生活や行事活動を繰り返しています。</p>	<p>「こどもパワー、想像以上」子どもたちが本来持っている想像もつけないような力です。その湧き出るいずみのような力を、本園では様々な活動を通して引き出す教育・保育を行っています。詳しくは、HPまたはお電話にてお問合せ下さい。</p>	<p>身体的・社会的・知的・感情的・年齢的側面を総合的に育み、心身ともにバランスの取れた子ども達へ成長できるように、多くの実体験を保育カリキュラムの中に取り入れております。また、敷地内にはこぼと農園があり、野菜や果実の収穫・様々な花にも触れる事ができます。</p>
<p>矢場川幼稚園 施設設置者 学校法人「矢場川幼稚園」 ・伸び伸びと明るく元気な子 ・意欲をもって環境に関わる子 ・思いやりがあり心豊かな子</p>	<p>足利めぐみ幼稚園 施設設置者 学校法人「小俣学園」 ・育つときに大きく育てたい ・たくましさと思いやりの心を育てる ・得意・個性をグングン伸ばして可能性を大きく広げます</p>	<p>両野こども園 施設設置者 社会福祉法人「両野福祉会」 ・健康な体を育てましょう ・すぐれた知能を育てましょう ・ゆたかな情緒を育てましょう ・望ましい社会性を育てましょう</p>
<p>恵まれた自然環境の中で、子どもの自主的・主体的な生活を尊重し、遊びを通じた総合的な保育によって、それぞれのねらいが達成されるよう援助し、国際社会に生きる健康で明るく、円満な人形形成への基礎づくりをします。</p>	<p>カードを使ったパターン保育をはじめ、専門講師による英語や体操指導などを通して、感性と個性を育みます。地下水が湧き出す広々とした常設プールがあったり、やぎやあひるなどの動物とも触れ合えますので、ぜひ遊びに来てみてください。</p>	<p>一人ひとりの子どもが、生まれて良かったと自分に自信を持って成長できるように、また保護者が子どもと生きる幸せと仕事を両立していく喜びが感じられるように、幅広いニーズに答える努力を続けます。</p>
 <p style="text-align: center;">地域型 保育事業所</p>	<p>山辺ひよこ園 ※認定こども園へ移行予定 施設設置者 学校法人「山辺幼稚園」 ・自身が伝えたい思いや感情を引き出す ・たくさんの刺激を受け、豊かな感性を育む ・基本的な生活習慣の自立を促す</p> <p>幼稚園と併設した小規模保育施設です。満1歳から年少期までで生活習慣を習得しながら、将来的には幼児教育を同じ学び舎で過ごす事ができる市内唯一の施設です。少人数での保育となりますが、一人ひとりの個性を大事にしています。また、幼稚園児との異年齢保育を実施し、互いに思いやり助け合えるやさしい心を育む取組も行っています。</p>	<p style="text-align: center;">施設によっては、令和5年度に 詳細が変更されることもあります。</p>

民間保育園は、足利市民間保育園連盟の発行する小冊子『あしかがの12保育園ガイドブック』、各幼稚園・認定こども園については、足利地区幼稚園連合会の発行する小冊子『Hello 幼稚園』も併せてご覧ください。(市役所保育課、各施設、公民館、子育て支援センターで配布)



各施設でいろいろな特徴があるよ！
ぜひ見学に行ってみてね！

その他の保育サービスについて

一時預かりについて

足利市に在住のお子さまが利用できる制度で、普段は家庭で保育ができるお子さまが、次のような事由で週3日程度を限度に施設を利用できます。費用等については各施設にご確認ください。

- ・パート等で週2～3日間保育が必要になった
- ・保護者や親族の病気の看護で急に保育が必要になった
- ・育児の疲れから心身をリフレッシュしたい
- ・母親が里帰り出産
- ・保護者の災害・事故・介護
- ・冠婚葬祭など

○対象児童年齢

おおむね1歳～小学校就学前の未就園児

(ただし、保育所の状況により受け入れできない場合がありますのでご相談ください。)

○申込方法

- ・事前に保育施設に直接お申込みください。
- ・簡単な面接を行いますので、母子手帳を持参し、預けるお子さまと一緒にお願いします。(予防接種などの状況も確認いたします。)

○利用施設(公立保育所)

- ・山川保育所 ・にし保育所 ・みなみ保育所 ・羽刈保育所 ・大前保育所 ・三重保育所
- ※民間保育園、認定こども園については、各保育施設に確認してください。

病児保育事業について

お子さまが軽度の病気・けがのため、保育所や学校などにおける集団生活が困難で、保護者の仕事の都合等により、家庭でお子さまを保育できないときに利用できます。

○対象となる児童

- ・市内に居住(住民登録がある)
- ・乳幼児から小学6年生まで

○実施施設・問い合わせ先

- ・鹿島こどもクリニック病児・病後児保育室
- 足利市鹿島町 501-3
Tel.0284-65-0035

○利用時間

- ・月曜日～金曜日 午前8時～午後6時(日曜・祝祭日・お盆休み・年末年始を除く)
- ・土曜日 午前8時～午後5時

○利用について

- ・電話で予約をし、利用当日に「利用申請書」「診療情報提供書(利用連絡書)」を施設に提出してください。用紙は、各保育所等、医療機関に置いてあります。市のホームページからもダウンロードできます。詳細は、直接お問い合わせください。



地域子育て支援センター

足利市に在住する未就園児と保護者の方を対象にした親子での交流の場で、お子さまを遊ばせながら、保護者同士で情報交換をしています。必要に応じ相談・助言等を行う保育士等も常駐しています。お電話による子育て相談も受け付けております。

さいこう子育て支援センター	にし子育て支援センター	やまがわ子育て支援センター
足利市西宮町 2838	足利市板倉町 395	足利市山川町 84-2
Tel.22-4460	Tel.62-1001	Tel.42-0900

○実施日等

- ・月曜日から金曜日(午前9時から午後4時まで)
- ・利用料は無料です。

あしかがファミリー・サポート・センター TEL：0284-20-2185

子育て中の保護者の日常生活を支援するため、育児の援助を受けたい人（**依頼会員**）と援助を行いたい人（**協力会員**）が会員となり、ファミリー・サポート・センター（さいこうふれあいセンター内）を通じて、育児の助け合いを行う制度です。

※**依頼会員、協力会員ともに会員登録が必要です。会員は随時募集しております。**

○利用内容

- ・保育施設等の保育時間終了後にお子さまを預かること。
- ・保育施設等までの送迎。
- ・お子さまが軽度の病気等の場合において、お子さまを預かること。
- ・冠婚葬祭や他の子供の学校行事の際に、お子さまを預かること。など

対 象	利用日・利用時間	費 用
<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の方 または 市内でお勤めの方 ・お子さまが、おおむね生後6か月以上小学校3年生まで 	平日 午前7時～午後7時	<ul style="list-style-type: none"> ・1回2時間まで 1,000円 （1時間以内の場合は500円） ・2時間を超えると、30分につき300円を加算する。
	平日の上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間当たり 800円 （30分当たり 400円）
	土日・祝日・年末年始 終 日	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間当たり 800円 （30分当たり 400円）

※基準の費用以外に食事代やミルク代などの実費負担があります。

ママのお出かけサポート TEL：0284-20-2185

さいこう子育て支援センターを利用した「保護者外出支援事業」です。保護者の通院や買い物、リフレッシュなどで外出する際、協力会員（保育士有資格者）が短時間お子さまをお預かりします。ファミリー・サポート・センターと同様、**会員登録が必要**となります。

対 象	利用日・利用時間	費 用
<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の方 または 市内でお勤めの方 ・お子様が、未就園児でおおむね6か月以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日：月～金（祝日・年末年始をのぞく） ・午前9時～午後4時（1回3時間以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間以内：500円 ・2時間以内：1,000円 以降30分ごとに300円 （協力会員の交通費が別途必要）

※詳細については、あしかがファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

認可外保育施設について

設置基準の関係等で、県知事の認可を受けていない保育施設です。認可を受けていないかわりに、市による定期的な立ち入り調査を受けております。入園希望や利用料などは直接お問い合わせください。なお、認可外保育施設の無償化は事前に申請が必要です。（P18参照）

施設名	住所	電話番号	備考
エンジェルハウス 24	堀込町 2587-1 2F	22-8253	夜間保育
フィフスブリスクール	八幡町 1-16-8	70-0866	英語学校
アメリカンブリスクール	八幡町 1-2-12	72-5493	英語学校
アドラー・インターナショナル幼稚園	上渋垂町 369-7	64-8966	英語学校

企業主導型保育事業所について

（公財）児童育成協会の助成のもと企業が運営する保育施設です。企業に関わるお子さまを預かる施設ですが、それ以外のお子さまを預かる枠もあります。利用に際しては、保育所同様、保育を必要とする事由に該当する必要があります。入園希望や利用料などは直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
ひまわりチャイルド	大久保町 753 東足利教習所 2F	91-0722
京和風 嵐山保育園	上渋垂町 83-1	64-9570
しらゆり保育園	田中町 58	71-7255
あさひこども園	大沼田町 747	91-1003

記載例

(表)
教育・保育給付認定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

足利市長 宛て

保護者氏名 **尊氏 太郎**

次のとおり、教育・保育に係る給付認定を申請します。

申請に係る小学校 就学前子ども	氏名	生年月日	性別	保護者との続柄	認定者番号 ※既に認定済みの場合
	(ふりがな) たかうじ じろう 尊氏 次郎	〇〇年〇月〇日生	<input checked="" type="radio"/> 男 女	子	
保護者 住所・連絡先 生年月日	(住所) 足利市本城3丁目2145 (方書) 尊氏 太郎	(生年月日) 〇〇年 〇〇月 〇〇日	(連絡先電話番号) 〇〇〇-△△△△-××××		
保育の希望の有 無(*1)	<input checked="" type="radio"/> 有:	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			←保育希望の方
	<input type="radio"/> 無:	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			←幼稚園希望の方

(*1) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

① 保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	個人番号
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産(予定: 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産(予定: 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他		

② 申請児童の情報

障害者手帳の情報	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
アレルギーの情報	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有()
その他特記事項	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有()

③ 世帯の状況

ひとり親世帯等の有無	<input checked="" type="radio"/> 非該当 ・ 該当(<input type="checkbox"/> 離婚・死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯)						
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="radio"/> 非該当 ・ 該当(年 月 日保護開始)						
区分	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	多子軽減計算対象施設(*2)	職業又は学校名等	備考
児童の世帯員	(ふりがな) たかうじ たろう 尊氏 太郎	H〇年〇月〇日生	<input checked="" type="radio"/> 男 女	父	<input type="checkbox"/> 対象	〇〇会社	
	(ふりがな) たかうじ はなこ 尊氏 花子	H〇年〇月〇日生	男 <input checked="" type="radio"/> 女	母	<input type="checkbox"/> 対象	△△会社	
	(ふりがな) たかうじ 一郎 尊氏 一郎	H〇年〇月〇日生	<input checked="" type="radio"/> 男 女	兄	<input type="checkbox"/> 対象	□□小学校	
	(ふりがな) たかうじ 尊氏 もみじ	S〇年〇月〇日生	男 <input checked="" type="radio"/> 女	祖母	<input type="checkbox"/> 対象	無職	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		<input type="checkbox"/> 対象		

(*2) 多子軽減計算の対象施設に入園・入所・入学している場合、該当にチェックを付けて下さい。

いずれかを選択して「○」を付けてください。

該当する理由にチェックしてください。

保育認定の方は、月の初日(1日)
教育認定の方は、希望日を入力

(裏)

④利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	5年 4月1日 から 年 月 日 まで		
希望する 利用曜日・時間 (*4)	利用曜日	利用時間	
	月 曜日から 金 曜日まで	8 時00分 から 17時00分 まで	
利用を希望する 施設(事業者)名 (*5)	施設(事業者)名・希望理由(*6)		
	第1希望	〇〇保育園 (希望理由)	事業所番号(*7)
	第2希望	1次募集は第1希望のみ記入。 2次募集は、第3希望まで記入してください。	事業所番号(*7)
	第3希望		事業所番号(*7)

(*4) 幼稚園等の利用を希望する場合は記入不要です。

(*5) 幼稚園等を経由して市に提出する場合は記入不要です。

(*6) 小規模保育等を利用しており、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

(*7) 市記載欄のため、申請時に記入は不要です。

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

足利市が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 尊氏 太郎

*施設記載欄(幼稚園・保育園等を経由して市に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(施設・事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

*足利市 課記載欄

受付年月日	年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由) [<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]		自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設(事業者)名		
<input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		
備考		

保育実施認定調査書

※ 該当する項目にチェック(☑)または記入をしてください。

出生前にお申し込みの方は出生後から入所(園)までの状況をチェック

記載例

フリガナ	タカウジ ジロウ		今 ま の 申 込 の 状 況 の 発 達 等 を 記 入 し て 下 さ い	<input type="checkbox"/> 家庭で保育 (保育者:)	<input type="checkbox"/> 託児所等 (施設名:)
児童氏名	尊氏 次郎			<input type="checkbox"/> 幼稚園、保育所・園 (施設名:)	<input type="checkbox"/> 一時預かり (施設名:)
生年月日	平成・令和 ○年 ○月 ○日生	○歳児		<input checked="" type="checkbox"/> その他 (月80時間はなまるベビーシッター利用中)	<input type="checkbox"/> 産休・育休中
電話番号	自宅 ○○-○○○○ 携帯 (父) △△△-△△△△-△△△△ (母) ×××-××××-××××			<input checked="" type="checkbox"/> 特に気になることはない <input type="checkbox"/> ことば() <input type="checkbox"/> 行動() <input type="checkbox"/> 入院歴() その他何か気になる点があればご記入	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用している場合は施設名を記入して下さい。

↓きょうだい同時申込の場合、以下についてはいずれかの児童の方のみ記入すれば問題ありません↓

		氏名(年齢)※別居でも記載		住所(別居の場合は記載)		就労状況	健康状況
家庭	父方	祖父	死亡	歳	いずれかに○住所 同居・別居()	有・無	良・否
		祖母	尊氏 もみじ	○○歳	同居・別居()	有・無	良(否)
	母方	祖父	足利 一男	○○歳	同居・別居(足利市○○町○○)	有・無	良(否)
		祖母	足利 市子	○○歳	同居・別居(同上)	有・無	良(否)
その 他	送迎方法	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他() 該当するすべての人にチェック <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()					
	ひとり親	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 別居(離婚調停有・無) <input type="checkbox"/> 拘禁 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他()					
	令和4年1月1日時点の住所	(足利市にお住まいだった場合は記入の必要はございません。) 父 : _____ 市区町村 母 : ○○ (市) 区町村					
		現在妊娠していますか？ <input type="checkbox"/> はい(令和 年 月 日出産予定) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ					

		父	母
就 労	実際の勤務先住所地	足利市○○町○○○	足利市○○町○○○ および ○○町○○○
	通勤手段	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> その他()
	通勤時間	往復 時間 15 分	往復 時間 30 分
等 の 状 況	疾病障害	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院(通院日数 週 日) <input type="checkbox"/> 自宅療養 病名・病状・その他子どもを家庭保育できない具体的な理由	
	介護看護	誰が <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 誰を(続柄) <input type="checkbox"/> 居宅内介護 <input type="checkbox"/> 入院付添 <input type="checkbox"/> その他() 病名や要介護認定、その他具体的な状況、介護者がやらなければならないこと	
	就学	学校名	就学時間 週 日 : ~ : 卒業・修了予定年月 令和 年 月
		求職活動 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 活動内容(該当する項目すべてにチェック) <input type="checkbox"/> ハローワークで <input type="checkbox"/> チラシやインターネットをみて <input type="checkbox"/> その他()	

※ご記入の内容について、電話等で確認させていただくこともあります
 ※事実と異なることが判明した場合は、内定取り消し(退所)となることがあります

保育利用に関する確認票および同意書

認定を受け、保育所（園）や認定こども園等を利用するには、さまざまな決まりを守っていただく必要があります。以下の記載事項をよくお読みいただき、ご署名をお願いします。

No.	確 認 事 項
1	虚偽の届出をした場合は、退所（内定取消し）となります。
2	入所申込後や入所後に保育を必要とする事由に変更が生じたら、必ず届け出てください（ <u>就労先の変更</u> 、就労時間の変更、求職活動、妊娠、婚姻、離婚等）。すみやかに届出を行わず、後ほど発覚した場合、退所となることがあります。
3	一斉申込みの際に令和5年度の入所申込をしながら、令和4年度内随時申込みをし、入所決定した場合には、令和5年度の申込みについてはキャンセルとなります（二重申込みの禁止）。転園目的の申込みであった場合にはその限りではありませんが、令和5年度の申込み分については、優先順位が下がることがあります。
4	就労報告書兼証明書は、必ず事業所の担当者が記載したものを提出してください（個人事業主をのぞく）。内容に訂正がある場合は、訂正部分を二重線で消し、上部に正しい文字等を書き加えてください。修正液や修正テープでの訂正があった場合、証明書は無効となります。
5	就労証明の内容については、担当者に電話で勤務実態の確認をする場合や、源泉徴収票や雇用保険被保険者証の写し等、追加書類の提出を求める場合があります。また、税法上の収入がないような労働（手伝いなど）は就労として認定できません。
6	「育児休業から復帰する予定で保育園に申し込んでいたが、辞めてしまった」、「採用予定で申し込んでいたが、実際は就労しなかった」、「申込みの時点と入所の時点で就労先が変わっている」等、申込時と保育の開始時とで事実が異なることが判明した場合には、 入所審査の公平性の観点から、退所（内定取消し）となることがあります。
7	すでに保育を利用している子どもがいて、新たに子どもが生まれて育児休業をとる場合、生まれたこどもが原則1歳の誕生日をむかえる前に同じ職場に復帰する場合のみ上の子の保育利用を継続することができます。それ以上育児休業を取得する場合は、産後2か月で退所となります。
8	入所後、3か月以上無断で欠席となった場合は、保育の必要性がないと判断し、退所となります。やむを得ない理由から長期欠席になってしまう場合は、必ず施設にご相談ください。
9	在留外国人の方で、保護者や子どもの在留期間が切れてしまった場合は、原則退所となります。更新は忘れずに行ってください。
10	一斉申込の際は、事務が集中するため、認定の結果を通知するのに1か月以上かかることがあります。

利用者負担についての制約事項

施設入所後、利用者負担金（保育料）を毎月定められた期日までに納付することを誓約します。また、**保育料の滞納があった場合は、児童手当を現金支給とし、保育料の納付相談に応じることに同意します。**※正当な理由がなく利用者負担を滞納すると、児童福祉法第56条6項から8項の規定により滞納処分（勤務先への電話、給与等の差し押さえ等）を行う場合があります。保育料を滞納し、支払いに協力的な姿勢がみられない場合、施設継続の契約を行わないことがあります。

足利市長 あて
施設利用にあたり、以上の事項について同意します。
(署名欄) 〇〇 年 〇月 〇日

住所 **足利市本城3丁目2145**

保護者氏名（父） **尊氏 太郎**

保護者氏名（母） **尊氏 花子**

足利市保育所等整備後期計画 概要版

1 計画策定にあたっての基本的な考え方

- ① 「足利市保育所整備前期計画」に基づき実施された公立保育所再編の検証を行います。
- ② 保育施設の入所児童数と今後の推移を把握します。
- ③ 対象施設の築年数を把握し、児童人口の将来推計値を基に今後の公立保育所等の適正配置を検討します。
- ④ 公立保育所等の統廃合と民間事業者の参入促進を進めます。
- ⑤ 対象施設は、公立保育所(10施設)、こども館(2施設)及び板倉ふれあい児童館とします。
- ⑥ 広く市民から意見を求めます。
- ⑦ 計画期間は、令和5年度から令和12年度までとします。

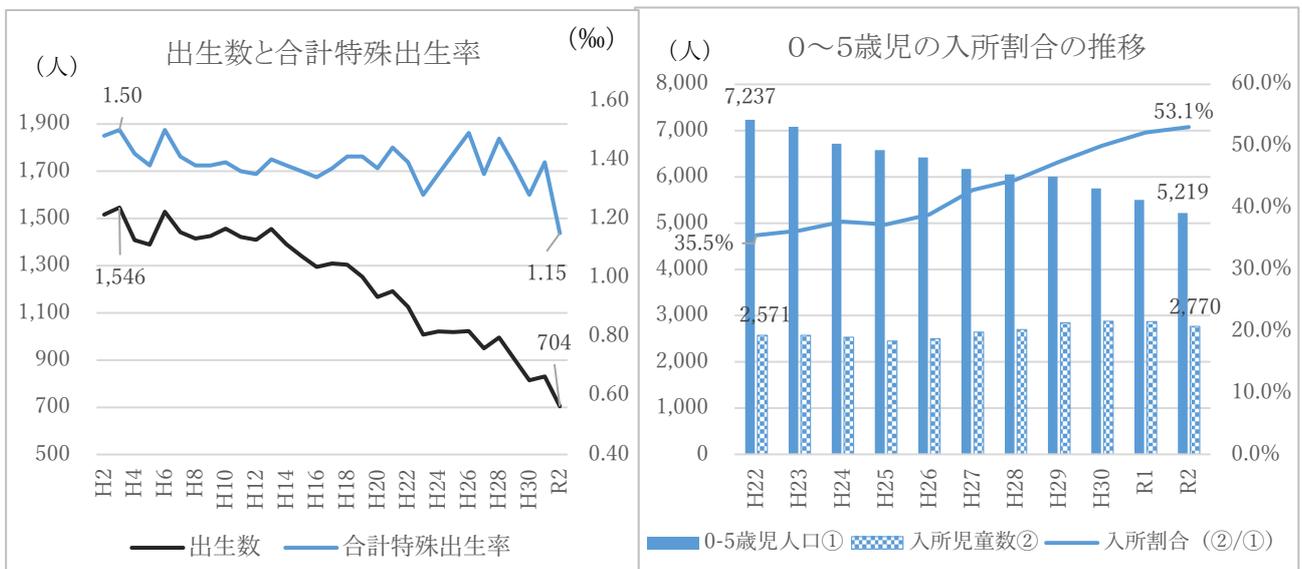
2 足利市保育所整備前期計画の検証について

足利市保育所整備前期計画は、平成24年度から26年度の3か年で実施しました。松田保育所をにし保育所に、久野保育所を梁田保育所に統合したほか、福居保育所の民営化を行い、14施設あった公立保育所は11施設に再編されました。

計画の所期の目的を達成することはできましたが、計画の発表から実施までの期間が短かったことや、慣らし保育の期間が短かったことなど改善すべき点もありました。

足利市保育所等整備後期計画では、これらの改善点を踏まえた対応が必要であるとともに、実施にあたっては十分に周知期間をとり、子どもや保護者に過度な負担や不安を強いることがないようにしていきます。

3 出生数と入所割合の推移

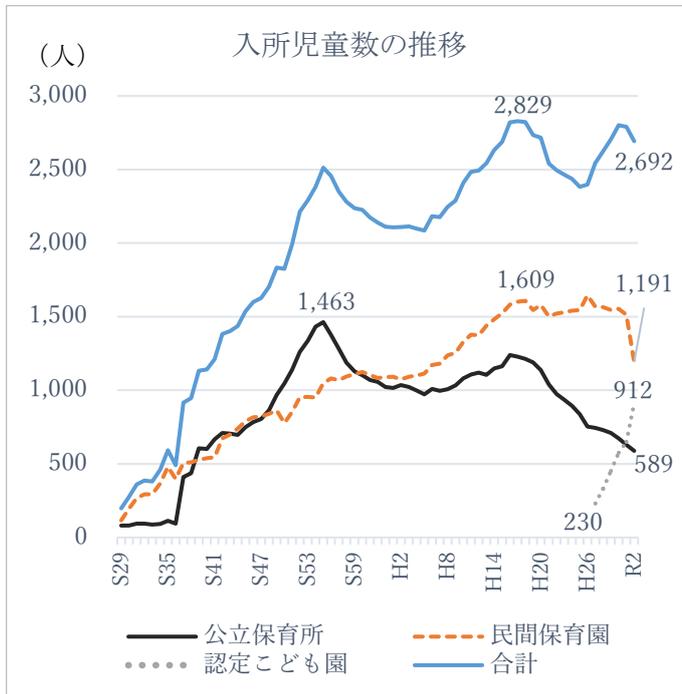


(資料：住民基本台帳による登録人口。H17以前は推計人口)

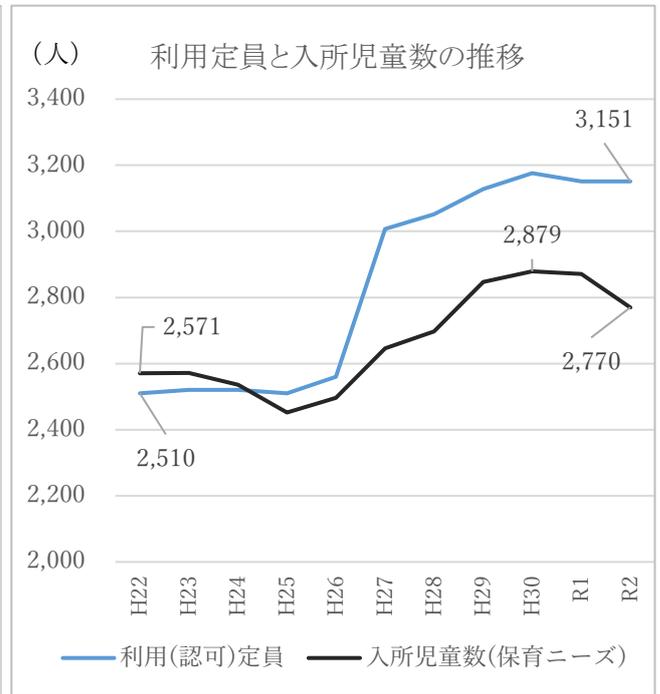
(資料：人口は住民基本台帳、入所児童数は人員報告)

4 公立保育所等の課題

(1) 利用定員の適正化



(資料：入所児童数は、各年の保育所(園)の入所児童数の年間延べ人数より算出)



(資料：利用(認可)定員は平成26年度まで認可定員、平成27年度より利用定員の集計値。入所児童数は施設からの人員報告(3月分)の集計値(受託児童は除く))

(2) 施設の老朽化

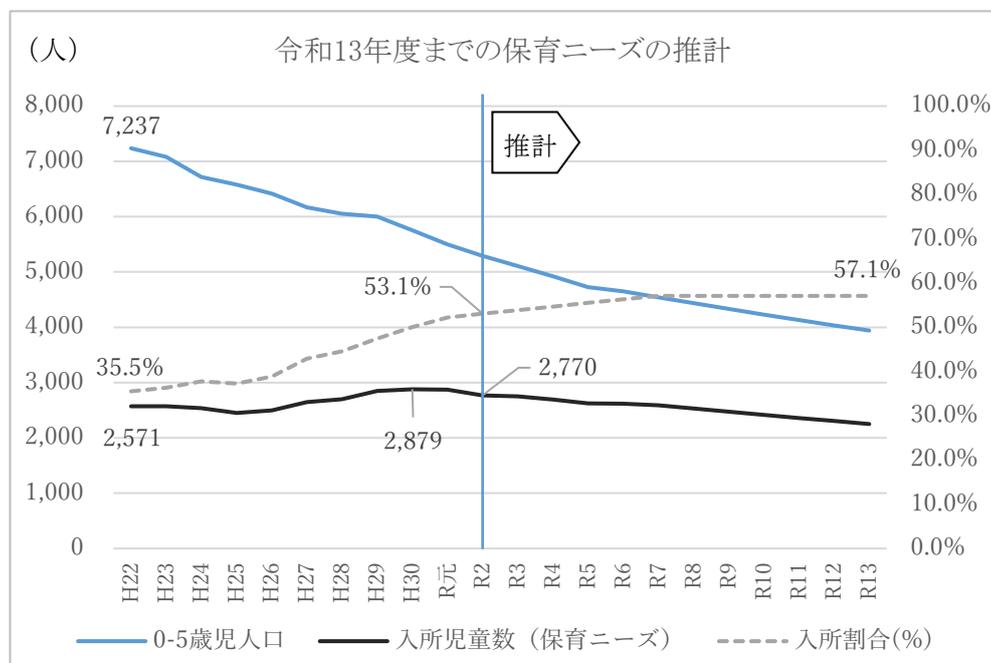
(年・㎡)

施設区分	No	施設名	建 物						敷地面積
			建築年度	築年数	耐用年数	建物構造	耐震基準	床面積	
保育施設	1	大町保育所	S52	45	47	RC造 2階建	旧	867	1,721
	2	羽刈保育所	S57	40	47	RC造 2階建	新	590	3,342
	3	山川保育所	H9	25	47	RC造 2階建	新	961	6,105
	4	梁田保育所	H7	27	47	RC造 2階建	新	750	3,904
	5	みなみ保育所	H11	23	47	RC造 平屋建	新	850	4,025
	6	きた保育所	S50	47	38	CB造 平屋建	旧	498	3,520
	7	三重保育所	S51	46	22	W造 平屋建	旧	475	3,263
	8	大前保育所	S52	45	22	W造 平屋建	旧	419	2,232
	9	わたらせ保育所	S54	43	47	RC造 2階建	旧	550	2,398
	10	にし保育所	H17	17	22	W造 平屋建	新	930	6,525
支子援育施設	11	にしこども館	H15	19	24	W造 平屋建	新	284	3,630
	12	八幡こども館	S47	50	22	W造 平屋建	旧	243	1,360
	13	板倉ふれあい児童館	S54	43	47	RC造 2階建	旧	638	3,300

※耐用年数は、補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間(厚生労働省告示第384号)による。

5 保育所等入所児童数（保育ニーズ）の今後の推計

今後の本市における入所児童数は、足利市人口ビジョン等の今後の人口推計と0-5歳児が保育施設に入所する割合の予測をもとに試算した結果、下図のとおり減少傾向が継続するものと推計されます。



(0歳から5歳児の人口は足利市人口ビジョンとの整合を図った推計人口。入所児童数は施設からの人員報告(3月分)の集計値。入所割合は国の予測と同様に令和7年度まで上昇し、以降横ばいが継続していくものとして推計)

6 公立保育所の役割について

保育の質を維持、向上させていくために、公立保育所には今後も次のような役割が求められます。

- ① 民間保育園等への支援
- ② 保育における発達支援及び援助の強化
- ③ 子育て支援体制の構築及び連携強化
- ④ セーフティネットとしての役割

7 公立保育所等の再編に係る基本的な考え方について

- ① 本市全体における保育所等の利用定員と入所児童数の適正化を進めます。
- ② 老朽化が進む施設については、統廃合を含め今後の方向性を示します。
- ③ 保育水準を維持、向上させるために拠点となる保育所は運営を継続します。
- ④ 保育ニーズが見込める地域では、民間の力を活用し民営化を進めます。
- ⑤ 状況の変化に応じて必要な見直しを行います。

8 公立保育所等再編計画の概要

① 運営を継続する施設（3施設）

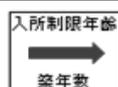
「山川保育所」、「梁田保育所」、「にし保育所」は、運営を継続します。今後は、在宅の保護者が相談できる人や場所を提供するなど、子育て全体を支える機能を充実させていきます。

② 統廃合や民営化等を行う施設（9施設）

【再編スケジュール】

(年度)

区分	施設名	老朽年度	構造	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
閉所	大町保育所	S52	鉄筋コンクリート造 2階建	45	0 46	1 47	2 48	3 49	4 50	●			
	三重保育所	S51	木造平屋建	46			0 48	1 49	2 50	3 51	4 52	●	
	大前保育所	S52	木造平屋建	45	0 46	1 47	2 48	3 49	4 50	●			
	わたらせ 保育所	S54	鉄筋コンクリート造 2階建(47)	43					0 47	1 48	2 49	3 50	4 51
民営化	羽刈保育所	S57	鉄筋コンクリート造 2階建	40					★				
	きた 保育所	S50	木造鉄骨造及び 補強OB平屋建	47			0 49	1 50	2 51	3 52	4 53	●	★
転用	みなみ 保育所	H11	鉄筋コンクリート造 平屋建	23			0 25	1 26	2 27	3 28	4 29	●	▲
移転	八幡こども館	S47	木造平屋建	50									◆
複合化	板倉ふれあい 児童館	S54	鉄筋コンクリート造 2階建	43				■					



● : 閉所 ★ : 民営化 ▲ : 転用 ◆ : 移転 ■ : 複合化

閉所：施設を閉所する年度の4年度前から児童の新規入所の制限を行います。4年度前は0歳児、3年度前は1歳児以下、2年度前は2歳児以下、1年度前は3歳児以下、最終年度は4歳児以下の新規入所の制限を行います。最終年度は5歳児(年長児)のみの在籍となりますので、在所児の修了をもって施設を閉所します。

民営化：羽刈保育所は、同所以外の土地に建物の新設を行う事業者を公募し、民営化を図ります。きた保育所は、閉所と同じ手法で施設を廃止したのち、同所跡地において、施設建替えのうえ事業を運営する事業者を公募し民営化を図ります。

転用：閉所と同じ手法で施設を廃止したのちに、施設用途の転用を図ります。

移転：閉所と同じ手法で廃止された施設に移転します。

複合化：用途の違う施設に統合します。

③ 他の計画との整合を図る施設（1施設）

「にしこども館」は、他の公共施設の再編計画を踏まえて再編を進めます。